

佐倉市教育大綱〔案〕

（令和6年度～令和9年度）

- わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり” -

1. はじめに

急速に進む技術革新による ICT の進展やグローバル化、少子・高齢化の更なる進行による社会構造の変化、新型コロナウイルスの世界的流行を経験した価値観の変化など、子どもや教育を取り巻く環境は大きく変化し、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。このような中でも一人一人が尊重され、可能性が最大限に引き出され、心豊かに生き抜く力を育むためには、これまで以上に教育の重要性が高まっていくものと考えます。

社会全体の発展と持続可能な地域社会を実現していくためには、多様で有為な人材を育てることが求められています。移り変わる社会情勢を的確に捉え、適応し、未来を切り拓いていく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶところは、今もなお大きいものと考えます。

佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくため、ここに佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）を定めます。

大綱の実現にあたり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進にあたっては、地域社会が一体となって取り組むこととします。

2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンをふまえ、定めることとし、大綱の期間は、「第5次佐倉市総合計画・中期基本計画」と連動させ、令和9年度までとします。



3. 大綱の基本方針

基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します

目まぐるしく進展する社会の中でも、子どもたちが力強く生きていくためには、教育の充実に向けた環境整備が重要です。ICT の活用など、個々の状況に応じた効果的な教育を受けることができる環境を整備し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、様々な能力を開花することができる教育を目指します。また、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。

基本方針2 学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たし、絆を深め、助け合いながら連携を進めることのできる取り組みを行います。

また、経済的な理由により子どもたちの学ぶ機会が損なわれないよう必要な支援を行うとともに、一人一人のニーズに合った教育を推進し、誰もが安全に安心して学校に通える環境を整備します。

いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

基本方針3 生涯にわたる学びを支援します

市民一人一人が生きがいを持って豊かで充実した生活を送るため、市民の学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、市民の学習成果を生かせるまちづくりを目指します。また、スポーツに親しむ環境を維持・整備し、心と体の健康づくりを推進します。

佐倉の恵まれた自然や、歴史・文化等を学ぶ機会を身近に提供することで、佐倉市への愛着、郷土意識を醸成します。併せて、市民の多様な学びを地域に広げるための仕組みを整えます。

ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を充実させ、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針4 歴史・文化資産の保全・活用を推進し、芸術・文化を振興します

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みや、貴重な文化財など数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に取り組むとともに、地域の歴史を広く発信していきます。

また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の多様な芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。

令和6年 月

佐倉市長 西田 三十五